

厚生労働省発医政 1014 第 1 号  
令和 7 年 10 月 14 日

沖縄県知事 殿

厚生労働事務次官  
(公 印 省 略)

令和 7 年度沖縄振興公共投資交付金（医療施設等施設整備に関する  
事業及び医療提供体制施設整備に関する事業）の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「令和 7 年度沖縄振興公共投資交付金  
交付要綱（医療施設等施設整備に関する事業及び医療提供体制施設整備に関する  
事業）」により行うこととされ、令和 7 年 4 月 1 日から適用することとされた  
ので通知する。

別 紙

改正後	現行
<p data-bbox="315 304 904 336">令和 <u>7</u> 年度沖縄振興公共投資交付金交付要綱</p> <p data-bbox="188 363 1048 456">(医療施設等施設整備に関する事業及び医療提供体制施設整備に関する事業)</p> <p data-bbox="181 485 264 517">(通則)</p> <p data-bbox="170 545 1057 1043">1 沖縄振興公共投資交付金制度要綱に基づく令和 <u>7</u> 年度沖縄振興公共投資交付金の交付に関しては、沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)、沖縄振興特別措置法施行令(平成 14 年政令第 102 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成 12 年 <small>厚生省</small> 令第 6 号)の規定によるほか、<small>労働省</small> この交付要綱の定めるところによる。</p> <p data-bbox="170 1072 253 1104">2 略</p> <p data-bbox="181 1131 353 1163">(交付の対象)</p> <p data-bbox="170 1192 819 1224">3 この交付金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p data-bbox="192 1251 1048 1343"><u>伊平屋診療所、公立沖縄北部医療センター、南部徳洲会病院が行う施設整備事業に対して沖縄県が補助する事業。</u></p>	<p data-bbox="1357 304 1946 336">令和 <u>6</u> 年度沖縄振興公共投資交付金交付要綱</p> <p data-bbox="1240 363 2078 456">(医療施設等施設整備に関する事業及び医療提供体制施設整備に関する事業)</p> <p data-bbox="1234 485 1317 517">(通則)</p> <p data-bbox="1223 545 2092 1043">1 沖縄振興公共投資交付金制度要綱に基づく令和 <u>6</u> 年度沖縄振興公共投資交付金の交付に関しては、沖縄振興特別措置法(平成 14 年法律第 14 号)、沖縄振興特別措置法施行令(平成 14 年政令第 102 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和 30 年法律第 179 号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和 30 年政令第 255 号)及び厚生労働省所管補助金等交付規則(平成 12 年 <small>厚生省</small> 令第 6 号)の規定によるほか、<small>労働省</small> この交付要綱の定めるところによる。</p> <p data-bbox="1223 1072 1305 1104">2 略</p> <p data-bbox="1234 1131 1406 1163">(交付の対象)</p> <p data-bbox="1223 1192 1872 1224">3 この交付金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p data-bbox="1245 1251 2092 1343"><u>伊平屋診療所、那覇市立病院が行う施設整備事業に対して沖縄県が補助する事業。</u></p>

別 紙

改正後				現行			
(交付額の算定方法)				(交付額の算定方法)			
4 略				4 略			
1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率	1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 交付率
伊平屋診療所	<u>35,001</u> 千円	略	略	伊平屋診療所	<u>8,750</u> 千円	略	略
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>那覇市立病院</u>	<u>2,467,091</u> 千円	那覇市立病院の小児救急医療拠点病院施設整備事業、小児医療施設施設整備事業、地域災害拠点病院施設整備事業、がん診療施設施設整備事業、医学的リハビリテーション施設施設整備事業、院内感染対策施	<u>4分の3</u>

別 紙

改正後					現行				
								設整備事業、医療機器管理室施設整備事業、内視鏡訓練施設施設整備事業、研修医のための研修施設整備事業、臨床研修病院施設整備事業並びに一般病床の施設整備事業として必要な部門の移転新築工事に要する工事費又は工事請負費	
<u>公立沖縄北部医療センター</u>	<u>1,310,625</u>	<u>千円</u>	<u>公立沖縄北部医療センターの救命救急センター施設整備事業、小児医療施設施設整備事業、共</u>	<u>4分の3</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	



別 紙

改正後				現行			
		<u>に一般病床の施設整備事業として必要な部門の新築工事に要する工事費又は工事請負費</u>					
<u>南部徳洲会病院</u>	<u>16,280</u>	<u>千円</u> <u>南部徳洲会病院の地域災害拠点病院施設整備事業として必要な部門の施設整備に要する工事費又は工事請負費</u>	<u>4分の3</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>
<p>(申請手続)</p> <p>5 この交付金の交付の申請は、第1号様式による申請書に係る書類を添えて、<u>令和7年 月 日</u>までに厚生労働大臣に提出するものとする。<u>(※決裁完了日から2週間後予定)</u></p> <p><u>なお、申請書を提出するに当たって、交付金に係る仕入れに係</u></p>				<p>(申請手続)</p> <p>5 この交付金の交付の申請は、第1号様式による申請書に係る書類を添えて、<u>令和6年9月5日</u>までに厚生労働大臣に提出するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>			

別 紙

改正後	現行
<p><u>る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。</u></p> <p><u>ただし、申請時において消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。</u></p> <p>（変更申請手続）</p> <p>6 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、5に定める申請手続に従い、令和<u>8</u>年1月20日までにを行うものとする。</p> <p>7～10 略</p>	<p>（変更申請手続）</p> <p>6 この交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、5に定める申請手続に従い、令和<u>7</u>年1月20日までにを行うものとする。</p> <p>7～10 略</p>

別紙

改正後

第1号様式 (略)

別紙1

経費所要額														
補助事業者名														
区分	総事業費	寄附金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基準額	遡定額	冲销補助額	国庫補助基本額	国庫補助所管額	仕入れに係る消費税等相当額	国庫補助額 (I) - (J)	国庫補助金交付決定額	差引追加交付 (一部取消) 申請額	備考
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	(L)	(M)	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
					1									

(注) 1 「遡定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。  
 2 「国庫補助基本額」欄は、(C)と(F)とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を記入すること。  
 3 「国庫補助所管額」欄は、(G)と(H)欄とを比較して少ない方の額を記入すること。  
 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。  
 4 J欄及びK欄については、交付要綱の6による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

別紙2 (略)

現行

第1号様式 (略)

別紙1

経費所要額												
補助事業者名												
区分	総事業費	寄附金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基準額	遡定額	冲销補助額	交付基本額	交付所要額	交付金交付決定額	差引追加交付 (一部取消) 申請額	備考
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
					1							

(注) 1 「遡定額」欄は、(D)と(E)とを比較して少ない方の額を記入すること。  
 2 「国庫補助基本額」欄は、(C)と(F)とを比較して少ない方の額に4分の3を乗じて得た額を記入すること。  
 3 「国庫補助所管額」欄は、(G)と(H)欄とを比較して少ない方の額を記入すること。  
 ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。  
 4 J欄及びK欄については、交付要綱の6による変更交付申請手続の他は斜線を引くこと。

別紙2 (略)